

2026年度文京区民バドミントン大会 開催要項

- 1 主催 文京区
- 2 主管 文京区スポーツ協会
- 3 運営 文京区バドミントン協会
- 4 日時 **2026年10月25日(日)9:00開館、9:40開会式**
- 5 会場 2会場で行う。各種目の会場はエントリー数により割り振る。(大会一週間前に本協会HPに掲示)
(1)文京スポーツセンター 文京区大塚3-29-2 TEL 03-3944-2271
(2)文京総合体育館 文京区本郷7-1-2 TEL 03-3944-2271
- 6 種目 男子・女子ダブルス 1部・2部・3部・合計年齢100歳(最低年齢45歳)以上の部
女子中学生及び60歳以上の部・男子中学生及び70歳以上の部
- 7 競技規則 2026年度公益財団法人日本バドミントン協会競技規則、大会運営規定、公認審判員規程に準じる。
- 8 競技方法 各部ともトーナメント方式とする。
ただし、参加人数及び試合進行により競技方式、ゲームのポイント数を変更する場合がある。
- 9 シャトル 2026年度第1種検定合格水鳥球を使用する。
- 10 参加資格 文京区民(在住・在勤・在学者)、または文京区バドミントン協会の会員であること。
- 11 参加費 **1人 300円**
※メールで申し込みの場合、締切までに下記へ振り込むこと。
みずほ銀行 上野支店(店番107) 普通 2540251 文京区バドミントン協会
- 12 申込受付 **2026年9月1日(火)～9月25日(金)**
- 13 申込方法 (1)WEBサイト「バドラバ」からの申し込み
<https://badoraba.com/>
※文京区バドミントン協会登録団体は「バドラバ」から申し込むこと。
(2)申込書に必要事項を記入の上、メールでの申し込み
メールアドレス bunkyo.bdmntn.association@gmail.com
申込書は文京区HP又は文京区バドミントン協会HPよりダウンロードのこと。
(3)申し込みに関する問い合わせ
090(9956)3008 文京区バドミントン協会 沖 まで
- 14 組合せ 運営者一任
- 15 表彰 参加数4組まで：1位、参加数5～15組：1位・2位、参加数16組以上：1位・2位・3位
男女とも1部の優勝ペアには区長杯を授与する。
- 16 着衣 (1)当協会員及び登録団体に所属する区民の方
日本バドミントン協会の審査合格品とする。
ウェア(上衣)の背面は無地または所属する団体名表示とし、他の団体名表示の着衣での競技は認めない。
また、学校名だけの背面は、学校名で当協会へ登録した団体のみ認める。
ただし、文京区バドミントン協会が認可するウェア(上衣)の着衣は認める。
また、ゼッケン(布)を使用する場合は、必ず四隅を固定することとする。
(2)上記(1)以外の区民の方
安全のため、基本的なスポーツウェア・シューズを着用することとする。
- 17 備考 (1)3頁の申込細則をよく読み、間違いがないようにお申込みください。
(2)区民大会においては1部：上級者、2部：中級者、3部：初級者と位置づけます。
(3)エントリーを違反した場合には、判明した時点で失格とします。
(4)申込締切前のキャンセル及びパートナーの変更は認めます。
(5)申込締切後のキャンセル及びパートナーの変更は認めません。棄権されても参加費は返金致しません。
ただし、オープン参加を条件に代わりのペア、パートナーの変更は認めます。代替の選手は文京区民及び文京区バドミントン協会に申込締切時までに登録済みである方に限ります。オープン参加の場合、トーナメント方式は初戦のみ、予選リーグ・決勝トーナメント方式では予選リーグのみの出場となります。
(6)年齢別の部に出場する方の年齢基準日は大会当日とします。
(7)エントリー数が規定数に満たない種目は中止とし、希望者には他の種目へ振り替えを認めます。

(8) 本大会は選手審判制とします。

(9) 病気・事故に備えて、**各自健康保険証を持参して下さい。**

けが等の場合には、可能な応急処置はしますが、各自の責任に帰することとします。

(10) 大会参加に際して提供される個人情報、本大会の運営以外に利用することはありません。

(11) 組合せ及び大会結果は、ホームページ等に掲載します。

(12) 試合の動画撮影は対戦相手の了承を得、個人使用目的とする撮影のみ許可します。

(13) 申込完了後のキャンセル及びパートナーの変更は文京区バドミントン協会までご連絡ください。

また、その他不明な点につきましても文京区バドミントン協会までお問い合わせください。

文京区バドミントン協会 メールアドレス bunkyo.bdmntn.association@gmail.com

なお、バドラバからの申し込み方法に関する不明点は、バドラバサポートまでお問い合わせください。

バドラバサポート メールアドレス support@badoraba.com

本細則は、文京区バドミントン協会が主催するヨネックスカップ、シングルス大会、ミックスダブルス大会、および文京区が主催する文京区民バドミントン大会に共通する基準です。

団体戦、オープン大会については区分等に違いがありますので各大会要項をご参照ください。

1 ランクの成立

- (1) トーナメント戦はエントリー数4をもって成立とする
- (2) リーグ戦はエントリー数3をもって成立とする
- (3) 申し込み数が上記(1)、(2)に満たない場合、そのランクは中止とする
- (4) 中止となったランクに申し込んだ選手は、4項の各ランクの申し込み制限を超えない範囲で、男女それぞれのいずれかの部に振り替えることができる

2 申し込み間違いによるランクの繰り上げ、ランクが不成立の場合の振り替え措置の場合のメンバー(ペア)の変更は認めない

3 ランクの降格

前年度・前々年度の同大会において、不戦勝を含む未勝利または不参加の場合は、1ランク降格できる

4 各ランクの申込み制限

(1) 3部に出場できない者

- ① 前年度又は前々年度の同大会3部で2位まで入賞した者
- ② 前年度又は前々年度の同大会2部で一度でも勝利している者(不戦勝は除く)
- ③ 次の大会に過去2年間に一度でも出場した者
 - ・全日本総合
 - ・全日本社会人 ・全日本社会人予選会
 - ・全日本シニア(60歳以上の者は除く) ・全日本シニア予選会(40歳以上の者は除く)
 - ・全日本学生 ・東京都学生バドミントン選手権 ・UBF(A,Bランク)
 - ・全日本教職員(40歳以上の者は除く) ・全日本教職員年代別30歳から50歳代入賞者
 - ・全国高等学校 ・全国高等学校選抜 ・全日本高等専門学校 ・全国中学校 ・全日本中学校
 - ・国体予選会
 - ・全日本レディース1部 ・全日本レディース2部A,Bブロック

(2) 2部に出場できない者

- ① 前年度又は前々年度の同大会2部で2位まで入賞した者
ただし、 a) 50歳以上の者は除く
b) 女子シングルスにおいては40歳以上の者は除く
- ② 前年度又は前々年度の同大会1部で一度でも勝利している者(不戦勝は除く)
ただし、 a) 50歳以上の者は除く
b) 女子シングルスにおいては40歳以上の者は除く

- ③ 次の大会に過去2年間に一度でも出場した者
 - ・全日本総合
 - ・全日本社会人 ・全日本社会人予選会
 - ・全日本シニア(50歳以上の者は除く) ・全日本シニア予選会(40歳以上の者は除く)
 - ・全日本学生 ・東京都学生バドミントン選手権 ・UBF(Aランク)
 - ・全日本教職員入賞者(50歳以上の者は除く)
 - ・全国高等学校入賞者 ・全国高等学校選抜入賞者 ・全日本高等専門学校入賞者
 - ・国体予選会
 - ・全日本レディース1部 ・全日本レディース2部A,Bブロック

(3) シングルス50歳以上の部に出場できない者

全日本シニア大会「55歳以上の部」以下の年齢の部で過去2年間に一度でも入賞した者

(4) 男子シングルス60歳以上の部に出場できない者¹

全日本シニア大会「65歳以上の部」以下の年齢の部で過去2年間に一度でも入賞した者

(5) 60歳以上の者で(4)に該当しない者は、どの種目にエントリーしてもよい

(6) 70歳以上の者は入賞にかかわらず、どの種目にエントリーしてもよい

(7) 年齢別の部については過去の成績による出場制限はない

(8) 女子中学生及び60歳以上の部・男子中学生及び70歳以上の部

これらの部に出場できる中学生は、文京区内の中学校の生徒及び文京区在住の中学生に限る

ただし、過去2年間に中体連選手権大会及び新人大会のブロック大会出場した者は除く

(9) 文京区民バドミントン大会におけるランクの位置づけ

1部を上級者、2部を中級者、3部を初級者とする

特に3部については、4項(1)に該当していない者でも、初級者でない者は2部以上にエントリーすることとする

(10) 女子は男子の部に出場することができる

※ 大会成績で過去2年間とは、本年度大会がすでに終了している場合は、本年度と前年度、まだ大会が終了していない場合は、前年度、前々年度の事を指す

※ ランクは同種目での成績で位置づける

※ 順位が明記されていない入賞とは3位までのことを指す

附則 I 本細則は2017年4月1日から適用する

II 本細則は2018年4月1日から適用する

III 本細則は2019年4月1日から適用する

IV 本細則は2024年4月1日から適用する

V 本細則は2025年4月1日から適用する